
第2章 人権教育・啓発の基本的な在り方

1 人権教育の意義・目的

人権教育とは、人権教育・啓発推進法では「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義されており、その基本理念において、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」行うことが求められています。すなわち、人権教育は、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて行われる教育活動となります。

このため、学校教育では、幼稚園等、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の教育目的や目標の実現を目指して、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などを培う教育を組織的・計画的に行っていく中で、幼児・児童・生徒・学生の発達段階に応じた人権尊重の意識を高める教育を行っていく必要があります。

また、社会教育では、生涯学習の視点に立って、青少年のみならず、幼児から高齢者までを対象に多様な学習の機会や場所を提供していく中で、人権尊重の意識を高める教育を行っていく必要があります。

こうした学校教育及び社会教育における人権教育によって、人々が、自らの権利を行使することの意義や他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、様々な課題などについて学び、人権尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められています。

2 人権啓発の意義・目的

人権啓発とは、人権教育・啓発推進法では「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」と定義されており、人権教育と同様、その基本理念において、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」行うことが求められています。すなわち、広く県民の間に、人権尊重

思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等で人権教育を除いたものが、人権啓発となります。

このため、県民に対しては、県民の一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにするための啓発活動が重要であり、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようになっているか」等について正しい認識をもつとともに、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすることが人権啓発の目的となります。

3 人権教育・啓発の基本的な在り方

人権教育・啓発は、人権尊重社会の実現を目指して、日本国憲法や教育基本法などの国内法、人権関係の国際条約などに則して推進していくべきものです。その基本的な在り方としては、人権教育・啓発推進法が規定する基本理念を踏まえ、次のような点が挙げられます。

(1) 実施主体間の連携と県民に対する多様な機会の提供

人権教育・啓発にかかわる活動は、国・県・市町村・民間団体など様々な実施主体により、家庭、学校、職場、地域社会などあらゆる場と機会を通して実施されることによって効果を上げるものと考えられます。

このため、これらの実施主体がその担うべき役割を踏まえた上で、相互に十分な連携をとって、県民の一人ひとりに対して、その生涯を通して、多様な学習機会を提供していくことが重要です。

(2) 発達段階等を踏まえた効果的な方法

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象にするものであり、その活動を効果的に推進していくためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、その対象者の家庭、学校、職場、地域社会などにおける日常生活の経験等を具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らして、ねばり強くこれを実施する必要があります。

また、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった普遍的な視点から人権尊重の

理念を県民に訴えかけることも重要ですが、真に県民の理解や共感を得るためには、これと併せて、具体的な人権課題に即し、県民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなど、様々な創意工夫が求められます。

(3) 県民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、県民の一人ひとりの心の在り方に密接に関わる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要があります。

また、人権教育・啓発の推進に当たっては、行政や教育の主体性や中立性を確保した上で、政治運動や社会運動との関係を明確に区別して行わなければなりません。